



今回の
知りたい！
Point

年収の壁と社会保険への加入 年収の壁って何？ 社会保険に加入すると何が変わるの？



令和5年10月に『年収の壁・支援強化パッケージ』が発表されてから、年収の壁が話題になっています。「年収の壁」とは、パートタイマーやアルバイトで働く際に、社会保険料や税金の負担が生じる年収のボーダーラインのことです。この年収の壁を超えると社会保険料や税金を負担することになり、手取り収入が減るため、就業調整（労働時間を制限）をする人もいらっしゃいます。今回は、年収の壁と社会保険加入についてご説明しましょう。

106万円の壁とは

「106万円の壁」とは、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大に伴い、被保険者となる加入条件の年収の基準のことをいいます。パートタイマーのような労働時間の短い人であっても、厚生年金保険の被保険者数が101人（令和6年10月からは51人）以上の企業等で、右表の①～④のすべてに該当する場合、社会保険に加入することが義務付けられています。年収が106万円以上あり、かつ、社会保険の加入条件に当てはまる人は、社会保険に加入し、保険料を負担することになります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- ③ 月額賃金が8.8万円（年収106万円）以上
- ④ 学生（夜間学生は対象）ではないこと

130万円の壁とは

「130万円の壁」とは、社会保険の「被扶養者」となる収入の基準のことをいいます。健康保険の被扶養者に該当する条件は、原則として日本国内に住所があり、かつ、被保険者により主として生計を維持されていることとなります。加えて、次の(a)と(b)の両方に該当する必要があります。(a)年収が130万円（60歳以上の人および障害者は180万円）未満で、同居の場合は収入が被保険者の収入の半分未満であること。別居の場合は、収入が被保険者からの仕送り額未満であること。(b)対象となる家族に該当すること（配偶者や子、孫、兄弟姉妹など）です。なお、65歳未満で厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人の場合には、国民年金の第3号被保険者になることができます。

2つの基準の違いを知ろう

「106万円の壁」と「130万円の壁」は、それぞれ収入の基準を超えた場合、社会保険の被扶養者から外れ、自分で社会保険料を負担するという点は一緒です。2つの基準の違いは、自ら被保険者になることで保険給付の拡充があるかどうかです。「106万円の壁」の場合、勤務先の健康保険と厚生年金保険に加入することで、健康保険の保険給付（傷病手当金や出産手当金など）を受けられる、厚生年金保険に加入することで将来の年金額が増加する（老齢厚生年金）など保険給付が手厚くなります。一方、「130万円の壁」の場合、市区町村の国民健康保険と国民年金（60歳になるまで）に加入することになります。社会保険料を負担することになりますが、健康保険の保険給付や将来の年金額などは、被扶養者のときとほぼ変わりはありません。

現在Eさんが扶養している妻Y子さんが社会保険に新規加入するケースを見てみましょう。

パートタイマーとして働いている妻が私の扶養を外れて社会保険に加入すると保険料負担や給付はどう変わりますか。

妻はパートタイマーとして働いており、現在は私の被扶養者となっていますが、今秋から社会保険に加入する予定です。保険料負担や給付はどう変わるのでしょうか。

- Eさんの妻Y子さん（50歳女性。東京都在住。健康保険の被扶養者。20歳から国民年金に加入し、結婚後は第3号被保険者として加入。今秋から標準報酬月額8.8万円、賞与なし。厚生年金保険・健康保険に60歳になるまで10年加入予定。）



STEP 1 厚生年金保険料の負担と受けられる給付

Y子さんの給与88,000円の場合、月額社会保険料＝健康保険料5,095円（令和6年度協会けんぽ東京都）＋厚生年金保険料8,052円＝13,147円です。社会保険に加入すると、健康保険の保険給付が拡充したり、将来の年金額（老齢厚生年金）が増えたりします。例えば、厚生年金保険への加入によって、国民年金（老齢基礎年金）に加えて、在職中の給与の額と被保険者期間に基づいて計算される「報酬比例」部分の老齢厚生年金を受け取ることができます。厚生年金保険に10年間加入し、毎月約8,052円の保険料を納めた場合、将来受け取る年金額は月額4,400円増えます。さらに、一定の条件を満たした場合、障害厚生年金（厚生年金保険の加入期間中に、万一、障害がある状態になった場合、障害基礎年金の他に支給）や遺族厚生年金の対象となることもあります。

STEP 2 健康保険料の負担と受けられる給付

健康保険の給付の内容は、各健康保険制度共通で、基本的に本人（被保険者）・家族（被扶養者）で差はありませんが、傷病手当金や出産手当金についての差が生じます。健康保険に加入していると、病気やけが、出産などで仕事を休まなければならない場合には、傷病手当金〔療養のため働くことができないときは、その働くことができなかった日から起算して3日を経過した日から働くことができない期間（最長1年6ヵ月間）〕や出産手当金〔被保険者が出産のために会社を休み、報酬が受けられないときに、産前42日（多胎妊娠は98日）・産後56日までの間〕として、給与の3分の2程度の給付金を受け取ることができます。



ポイントチェック

106万円の壁を超えた場合、パートタイマーなど今までと同じ時間働いても、新たに社会保険料を負担するため、手取り収入が減ることになります。このため、労働時間を減らす「就業調整」を行うことが多く見受けられます。ところが、就業調整を行うことで、労働者の手取り収入が減る、企業の働き手不足が一段と深刻化するなどの問題が発生します。そこで、令和5年10月に導入された、『年収の壁・支援強化パッケージ』では、「年収の壁」

を意識せずに働ける環境づくりを支援するため、「年収の壁」を超えても手取り収入が減らないようにするため労働者を雇用する事業主向けに、キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました。年収106万円を超えて働くなどして新たに社会保険適用となった労働者の収入を増加する取り組みを行った事業主に対して助成されます。